

長野県議会が意見書を採択



発行所
国鉄労働組合長野地方本部
長野市中御所3-2-22
発行者 平山芳夫
編集者 清水孝次

2008年10月15日
第1458号

●国労加入を
大胆に訴えよう！

『J R不採用問題の 早期解決を求めろ』

県議会は10月6日、地方本部、長野県平和・人権・環境労働組合協議が関係議員などに要請していた「J R不採用の早期解決を求める意見書」を採択した。県議会では、1998年10月以来二度目の採択となる。

不採用問題の政治解決が急務の課題とされる今、長野県議会においても、この問題が人道的にも放置しておけない問題と理解し、早急に政府に対して問題の解決にあたるよう県議会議長名で関係大臣に意見書を提出した。

中労委へ『あつせん』申請

**公正・公平な人事・労務管理を！
組合員資格をもつ管理者の権限を見直せ！**

今後の12月議会に向け、各市町村議会での意見書採択をめざして奮闘しよう。全国の自治体による意見書採択の累計は、1151本（19都道府県・251市・430町・57村・16特別区）となる（10月20日現在）。

4者4団体は、鉄建公団訴訟の南裁判長の「ソフトランディング」提案を受け、裁判外での話し合いについて9月18日、鉄道運輸機構に「鉄道運輸機構と当事者間で1047名問題の解決

国労東日本本部は9月9日、中央労働委員会に「あつせん」申請をおこなった。一昨年11月の一括和解の成立後も、職場では差別的取り扱いや不公平感がのこっていると感じられる。今年度実施した「分会アンケート」をふまえて、「職場における一人ひとりの社員の人事考課及び運用を公平・公正に行うシステム、体制を確立し、社員から疑念や不

公平感を抱かれないようにすること」を求め会社と団体交渉を行った。しかし、会社側と主張が

対立し、合意に至らなかったため「あつせん」申請に踏み切った。

①仙台支社作成の「平成18年度・総務担当助役会議」の資料のなかで個人面談をどのように行ない、かつ定期異動を行うための

社員把握を行う位置付けでは、国労を除く一部労組との取扱いについて「面談における絶対条件」のなかで組合役員（三役）

②新規採用者の現場配属に伴う管理者の言動が一部労組役員の勤務の便宜を図ったり、一部労組役員と現場長、助役が新採者を昼食に誘い組合加入を徳連（しようよう）している。

会社は、各現業機関の管理者等で組合員資格のあるものについて、人事・労務管理業務への関わり方を見直す等により、各現場機関における公平・公正な人事・労務管理を適切に行うこと

J R不採用問題の早期解決を求める
意見書

平成20年（2008年）10月6日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

長野県議会議長
下崎保

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

日本国有鉄道が分割・民営化されJ R各社が発足した際に当時の職員の一部が採用されなかったJ R不採用問題が発生してから20年以上が経過し、この間、複数の裁判による司法の判断や政治的解決を図る動き等があったものの、いまだ解決に至っていない。

この問題については、ILO（国際労働機関）も政府に対して7回の勧告を出し、政治的・人道的配慮の精神に基づき当事者による対話の推進を求めているほか、本年7月14日に東京高等裁判所で行われた訴訟の控訴審において、解決に向け当事者間での裁判外における話し合いが提案され、この案を伝えられた当時の国土交通大臣からも支持する発言があったところである。

不採用となった当事者は、高齢化が進み、家族も含め厳しい生活を余儀なくされており、人道的見地からこれ以上の長期化は避けなければならない。

よって、政府においては、J R不採用問題の早期解決に向けて協議が促進されるよう努力することを強く要請する。

和解以後発生している 差別的かつ 不公平・不公正な問題

①仙台支社作成の「平成18年度・総務担当助役会議」

②新規採用者の現場配属に伴う

③運転事故発生後の「事情聴取」の内容が東労組役員にリークされた事象が

あつせん事項

J R東日本は、9月19日、あつせん協議に応じる考えを中労委に示した。

10・24中央大集会の成功を

今こそ政治決断を！ JR採用差別問題の即時解決

【主な経過】

- 7月14日 鉄建公団控訴審～南裁判長から「ソフトランディング」
原告・受け入れ 被告・検討
- 7月15日 冬柴大臣「国交省は当事者ではないが解決に努力、権限の
範囲内で誠心誠意努力」
- 7月22日 原告側から高裁へ見解表明
①政治解決交渉を受ける
②四者と被告の当事者交渉と併行して政治ルートでの交渉
- 7月28日 高裁、被告側から意向聴取
裁判所を介した、金銭的のみの交渉、金額は原審3判決を
見据えたものと表明
- 8月1日 「4者4団体」会議開催～①雇用・裁判外交渉 ②年金、
解決金・裁判所を介して和解交渉 ③両方同時解決
*原告として路頭に迷わない金銭的解決を強調
- 8月8日 高裁、被告側から意向聴取～被告代理人から意向を表明
①裁判所を介して、金銭交渉のみ（裁判外の政治交渉は被
告の関与するところではない）
②金銭は「3原審」判決を見据えた交渉
③四者一律の解決水準で、区別を設ける考えはない
④仮執行分は支払済みと考えている
- 8月21日 「4者4団体」会議で、話し合いの窓口を我々から閉ざさ
ない事を確認。高裁に意向を伝える。

「4者4団体」の見解

- 1、新たな局面に到達した。この成果は「大衆運動・裁判闘争」を全
力で闘ってきた結果であり、同時に政治解決環境作りに奮迅してい
ただいた民主党の努力が結実したものである。
- 2、高裁の南裁判長は「法廷外での話し合い」を呼びかけたが、被告
側は裁判所を介した代理人による話し合いを主張してきた。
「四者四団体」は、原告側から話し合いを閉ざさない立場から、
裁判所を介した話し合いを行うことを決定。原告側代理人は、四者
の代理人が協議に当たる。
- 3、8月1日「4者4団体」会議を開催。「雇用は裁判外。解決金・
年金は裁判所を介して和解交渉する。これらは同時解決とする」
雇用は今までの要求（JR関連及び各自治体などへの雇用確保、
当事者が運営する事業体への援助など）の政治解決を目指す。
- 4、「交渉テーブル」設置にむけた被告側の対応も厳しく、裁判所を
介した話し合いと並行して雇用を含めた政治解決を求めていかな
なければならない。引続き「大衆運動・裁判闘争」を基本に推移を見極
めながら運動を強化していく。

最後に「4者4団体」はまさに「正念場」の解決局面であるとの認
識の下、すべての支援の皆様には「10・24中央大集会」を中心に
支援の強化を訴えるものである。さらに、四者も引続き全力をあげて、
先頭で闘う決意を表明する。

地本青年部定期委員会開催

9月29日、国労長野野会館
で第102回の青年部定期
委員会が開催された。

現在、地本青年部は10名
が青年部を卒業する。
委員会は東日本本部の木
村忠義青年部長、地本の佐
藤書記長、吉澤執行委員も
参加し座談会形式でおこな
われ、青年部7名が参加し
た。

坂本地本青年部長の司会
が始まり、冒頭 挨拶に立っ
た佐藤書記長は東日本本部
が行った「あつせん」申請
と一括和解後の職場での闘
いの関連、組織拡大による

分会活動の活性化と大切さ
を報告した。
木村東日本本部青年部長
は、自らの職場体験に基づ
いた他労組とのつながりの
大切さや、他労組の不満の
吸い上げの大切さを報告し
た。また、昨年、国労全体
で青年部の組織拡大は16名
に上ったが、今年の大会を
もって、17名が卒業となり
組織拡大の早急の取り組み
が求められることを強調し、
まず、大きな声を出し挨拶
からはじめる職場作りを披
露した。

地本青年部は貨物職場の
仲間が多いなか、旅客から
参加した仲間の職場報告が
あり、あらためて、旅客の
作業実態にも触れ、新鮮さ
が感じられた。
座談会では職場からの組
織拡大の闘いはもちろん、
青年労働者の要求を会社に
ぶつけ、青年部らしさをだ
しながら、粘り強く運動を
進めていくことが確認され
た。

役員改選では、新青年部
長に松崎伸也さんを選出し、
卒業する4名の仲間も引き
続き青年部の運動に協力す
る事を約束、最後に新青年
部長の団結ガンバロウで定
期委員会を終了。
その後、場所をかねて団結
会が盛大に開催された。



木村東日本本部青年部長（左端）と地本青年部の仲間

◆退職の際は、鉄道退職者の会への加入を！◆

◎鉄道退職者の会 長野地方連合会
電話 026-226-6658

◆交運共済からのお知らせ◆

マイカー共済の新規加入を！
◎全国交運共済生協 長野事業部
電話 026-291-5057 JR:067-2583